

【共通】

(様式1-2)

医学適性検査診断書 (記入例)

氏名	リングス 花子			資格認定証 ID	1000000000	
生年月日	1987年4月1日			年齢	38歳	性別 男・ 女
所属会社	株式会社〇〇〇〇			会社電話	000-0000-0000	
会社住所	埼玉県〇〇市〇〇町1-1-1					
視力	裸眼	左	1.5	右	1.5	
	矯正	左	-	右	-	
色覚	正常 ・ その他 (異常の疑いあり 専門医による再検査が必要)					
※色覚補正眼鏡の使用は不可						
聴力	1,000 Hz	左	20 dB	右	20 dB	
	4,000 Hz	左	40 dB	右	40 dB	
※補聴器の使用は不可						
その他	上記検査に加え、視器(視野 ^{※1} 、疾患)、神経及び精神疾患、運動・身体機能障害、中毒症状などに関する特記事項及び医師所見等 なし					
<p>診断結果は記載のとおりであり、運転関係業務判定基準に適合して(いる ・ いる 色覚 について専門医による精密検査を受診し、判断基準を満たした場合に限る) ・ いない)。</p> <p>2026年4月1日</p> <p>(医療機関名) △△クリニック</p> <p>(住所・電話) ×××-×××-××××</p> <p>(担当医師名) 東日本 太郎 (印)</p>						

- ・ 専門医による再検査を行い異常がなければ、「適合している」とできる場合には、こちらに丸を付けて、該当する項目を記載して下さい。
(例：簡易検査表(石原式色覚異常検査表等)で異常又は異常の疑いがあり、色覚以外の基準は適合している場合)
- ・ 上記の場合、「医学適性検査診断書」と専門医による診断書を当協会に提出してください。

【参考】運転関係業務判定基準

視力	各眼が裸眼で0.7以上又は1眼1.0以上他眼0.5以上のもの、若しくは各眼が矯正眼鏡により0.7以上に矯正できるもの
色覚	動力車の操縦等に支障を及ぼすと認められる異常がないこと※2
聴力	両耳とも、1,000Hz又は低音域平均聴力レベルが40dB以内、4,000Hz又は高音域平均聴力レベルが65dB以内のもの
その他	正常なもの(所見のないもの)

※1 視野は対座法等の簡易検査で行う。

※2 色覚判定基準の「動力車の操縦等に支障を及ぼすと認められる異常がないこと」とは、色覚検査で正常判定のものをいう。色覚検査は色覚検査表で行い、異常又は異常が疑われる場合は専門医による精密検査を行う(色覚検査表で異常判定でも、精密検査で正常(パネルD-15の場合「パス」)の場合は正常判定とする)。

【共通】

(様式1-2)

医学適性検査診断書

氏名			資格認定証 I D				
生年月日	年	月	日	年齢	歳	性別	男・女
所属会社			会社電話				
会社住所							
視力	裸眼	左		右			
	矯正	左		右			
色覚	正常 ・ その他 ()						
※色覚補正眼鏡の使用は不可							
聴力	1,000 Hz	左		右	dB		
	4,000 Hz	左		右	dB		
※補聴器の使用は不可							
その他	上記検査に加え、視器（視野 ^{※1} 、疾患）、神経及び精神疾患、運動・身体機能障害、中毒症状などに関する特記事項及び医師所見等						
<p>診断結果は記載のとおりであり、運転関係業務判定基準に 適合して（ いる ・ いる () について専門医による精密検査を受診し、判断基準を満たした場合に限る ） ・ いない ）。</p> <p>年 月 日</p> <p>(医療機関名)</p> <p>(住所・電話)</p> <p>(担当医師名) (印)</p>							

【参考】運転関係業務判定基準

視力	各眼が裸眼で0.7以上又は1眼1.0以上他眼0.5以上のもの、若しくは各眼が矯正眼鏡により0.7以上に矯正できるもの
色覚	動力車の操縦等に支障を及ぼすと認められる異常がないこと※2
聴力	両耳とも、1,000Hz又は低音域平均聴力レベルが40dB以内、4,000Hz又は高音域平均聴力レベルが65dB以内のもの
その他	正常なもの(所見のないもの)

※1 視野は対座法等の簡易検査で行う。

※2 色覚判定基準の「動力車の操縦等に支障を及ぼすと認められる異常がないこと」とは、色覚検査で正常判定のものをいう。色覚検査は色覚検査表で行い、異常又は異常が疑われる場合は専門医による精密検査を行う（色覚検査表で異常判定でも、精密検査で正常（パネルD-15の場合「パス」）の場合は正常判定とする）。